

委員 長 報 告 書

さる 3 月 10 日の本会議において、本委員会に付託された、
請願第 5 号 安全・安心の医療・看護の実現と夜勤改善・大幅増員を求め
る請願について

請願第 6 号 高野口地区公民館運営に関する請願について
を審査するため、3 月 18 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも
全会一致で採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告しま
す。

記

請願第 5 号の主旨は、安全・安心の医療・看護を実現するため、国に対
し、医師、看護師などの医療従事者について、夜間勤務の労働環境を改善
すること、法律による夜勤労働の規制を行うこと、大幅に増員することを
求める意見書の提出を求めるものである。

委員から、当局に対し、本請願についてどのような感想を持つか どの
ただしがあり、医師にとって当直が一番辛く、看護師や看護助手にとって
夜間勤務は体にこたえるものである。今以上に医療従事者が増えることは、
市民病院にとっても、全国的にも望ましいことである との答弁がありま
した。

請願第 6 号の主旨は、高野口地区公民館の夜間開館について、本年 4 月
から週 5 日から週 3 日に縮小することに対し、従前どおりの開館を求める
ものである。

委員から、当局に対し、当局側からみた本請願提出の経緯について た
だしがあり、地区公民館の夜間開館については規則により原則週 2 回と定
めており、高野口地区公民館以外の各館は 2 日であるのに対し、当館は平
成 20 年度の開設以来、月曜と日曜を除く 5 日を開館してきた。その後市長

部局から教育委員会部局に対し規則どおり 2 日開館に近づけるよう指導を受けてきたこと、開設当時に比べて当館内のサークル数が減少し空室ができてきたことから、館内サークルの代表と協議し、27 年度から試行的に第 1 火曜、第 1、3 土曜の夜間を閉館したが、特に支障なく運営できた。このことを踏まえたうえで、市の財政健全化に対し公民館が取り組む経費削減策として、28 年度から夜間開館を縮小し、毎週火曜と土曜の夜間を閉館することにした。夜間開館縮小の周知については、館内の 70 サークルのうち特に影響が大きいサークルに対し説明をすませており、時間、曜日、会場変更の調整を全て終えている。また公民館運営委員会、区長会、他の館内サークルの代表に対しても説明を終えている。しかしながら、当館を使用している外部団体のうち、社会教育団体に認定されている 1 団体についても同様に説明したうえで、利用時間、会場等の一部変更を依頼したが、残念ながら協議が進まず、本請願提出に至ったものと判断しているとの答弁がありました。

当該団体だけが協議が整っていないのかとのただしがあり、館内サークルの予定を優先的に組んだ後、空室を使用いただくことになるが、現時点でも空室は十分あるので、当該団体には今からでもぜひ協議にきていただきたいとの答弁がありました。

夜間開館 2 日の規則は合併当初の 18 年に規定されたが、それから 10 年経過し、状況も変化している。需要があるなら柔軟に対応すべきと考えるが、開館時間を縮小してよいと考えるのかとのただしがあり、縮小理由の一つとして財政健全化に向けた時間外勤務手当の削減がある。当館については館長にも残業が生じており、利用状況を整理し、他の場所が確保できるならば縮小は可能であると判断した。例えば教育集会所、小・中学校、伊都中央高校などの利用を提案しており、多少の不便をかけるかもしれないが、場所を変えて活動していくことはできると考えている。もう一つの理由として、これからの公民館については利用スペースと時間があれば無制限に使うというのではなく、公民館が持続可能で、発展的に機能発揮できるよう運営していくべきであり、公民館のあり方について考える時代

が来たと考えている との答弁がありました。

性急に4月から開館時間を縮小するのではなく、協議を重ねみんなが納得した上で変更するべきではないか とのただしがあり、昨年12月に館内サークルと当該団体に通知し、すぐに協議を行う段取りであったが、残念ながら当該団体は協議に参加していただけなかった との答弁がありました。

高野口地区公民館が例外的に夜間開館5日となったのはなぜか とのただしがあり、館内サークル数が多かったためである との答弁がありました。

開館時間の縮小によりどれくらい経費削減できるか とのただしがあり、人件費については時間外勤務手当として年間約44万円削減でき、光熱水費については算出できていない との答弁がありました。